

Q 1 2. 私はこどもですが、宗教についての考え方に親と違う部分があります。こどもである私にはどのような権利が保障されているのでしょうか。また、両親が宗教活動に没頭して食事等の面倒をみてくれません。相談できる場所はありますか。

全てのこどもは、個人として尊重され、信教の自由を含め、基本的人権が保障されています。

こどもは成長途中なので、大人とは異なる保護や配慮が必要になります。

例えば、日本が締結している児童の権利に関する条約では、こどもには、「思想、良心及び宗教の自由についての権利（第 14 条 1）」、「身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についての権利（第 27 条）」、「教育についての権利（第 28 条）」などの権利が認められています。

なお、親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うこととされており（民法第 820 条）、親権の行使が不相当であることによりこどもの利益を害するときは、こどもを含む関係者の請求により、家庭裁判所は、2 年以内の期間に限って親権を停止することができます（民法第 834 条の 2）。さらに、親権の行使が著しく不相当であることによりこどもの利益を著しく害するときは、こどもを含む関係者の請求により、家庭裁判所は、その親の親権を失わせることもできます（民法第 834 条）。

親が食事等の面倒をみてくれないというようなことがあれば、以下の窓口にご相談ください。

○ 児童虐待に関する相談

お住まいの市区町村の虐待対応部署（こども家庭課など名称は様々です。）又は管轄の[児童相談所](#)に御相談ください。

児童相談所につきましては、[児童相談所虐待対応ダイヤル](#)（189（いちばやく））に御連絡いただければ、管轄の児童相談所につながります。

（相談方法）

電話、対面、（お住まいの地域によって）SNS

○ [こどもの人権 110 番](#) 電話番号：0120-007-110

法務省の人権擁護機関では、家庭内での虐待のほか、いじめの問題等についての相談窓口として、こどもの人権 110 番を設けています。電話以外では、

メール、LINEでも相談できます。また、毎年、全国の小・中学生の児童・生徒に「こどもの人権SOSミニレター」を配布していますので、先生や保護者にも相談できないようなお悩みがあれば、ミニレターに書いて送ってください（切手はいりません）。

（受付時間）

平日 8：30～17：15

（相談方法）

電話、メール、ミニレター、LINE